

## アドビシステムズ社

### ADOBE(R) READER ソフトウェア使用許諾契約書

**ユーザへの通知:**本契約書をよくお読みください。Adobe Reader ソフトウェア（以下「本ソフトウェア」といいます）の全部または一部を使用した場合、特に以下の制限を含む本契約上のすべての条件を受諾したものと見なされます。(a)第2条で規定する使用。(b)第4条で規定する譲渡、第6条で規定する保証、第7条で規定する責任。ユーザは、自ら署名した他の契約書と同様、本契約は執行可能であることを了承します。同意されない場合は、本ソフトウェアの使用をご遠慮ください。本契約書を確認する機会を得ずに本ソフトウェアをCDなど有形の媒体として取得した後、本契約に同意されない場合、(A)本ソフトウェアを未使用のまま、(B)購入後30日以内に領収書を添えて本ソフトウェアを購入店にお持ちいただければ、購入代金の全額をお返しいたします。

本ソフトウェア内のすべての知的財産権は、Adobe とそのサプライヤに帰属します。Adobe は、本契約の条項に従ってのみ本ソフトウェアを使用することをお客様に許諾します。本ソフトウェアに含まれている第三者マテリアルの使用は、それに近接する別の使用許諾契約書または“Read Me”ファイルに記載された他の条件に従う場合があります。

1. 定義。「本ソフトウェア」とは、(a)本契約書が添付されたファイル、ディスク、CD-ROM その他の媒体に含まれている内容のすべて、(i) Adobe または第三者のコンピュータ情報またはソフトウェア、(ii) 関連する説明書または説明用のファイル（以下「マニュアル」といいます）を含むものとし、(iii) フォント、並びに(b) Adobe が使用を許諾したソフトウェアのアップグレード、変更されたバージョン、アップデート、追加ファイル、およびコピー（以下総称して「アップデート」といいます）を指すものとします。「本ソフトウェアの（を）使用（する）」とは、マニュアルに従ってアクセス、インストール、ダウンロード、コピーなどの操作を行い、その他本ソフトウェアの機能を利用することを指します。「許可台数（許可人数）」とは、Adobe が許諾した有効なライセンスにおいて別途指定された場合を除き、1とします。「コンピュータ」とは、デジタルまたは類似の形式の情報を受け取り、それを一連の命令に基づいて処理し、特定の結果を出力する1つの電子デバイスを指します。「Adobe」とは、本契約書の9(a)条が適用される場合は、合衆国デラウェア州法人 Adobe Systems Incorporated（345 Park Avenue, San Jose, California 95110）を指し、その他の場合は、アイルランドの法律に準拠して設立された Adobe Systems Software Ireland Limited（Unit 3100, Lake Drive, City West Campus, Saggert D24, Republic of Ireland）並びにその関連会社および Adobe Systems Incorporated のライセンシーを指すものとします。

2. ソフトウェアのライセンス。ユーザがこのソフトウェア使用許諾契約（以下「本契約」といいます）の条件に従う限りにおいて、ユーザに対し、マニュアルに記載されている用途に本ソフトウェアを使用する非排他的なライセンスを許諾します。

2.1 一般的な使用。許可台数以下の互換コンピュータで、本ソフトウェア（1コピー）をインストールしかつ使用することができます。

2.2 サーバでの使用と配布。

2.2.1 Adobe Reader ソフトウェアについては、本契約の条項に従って、（内部ネットワーク上の無制限の台数のクライアントコンピュータから）(a) Adobe Reader の UNIX バージョン用 NFS（Network File System）または(b) Windows Terminal Services を介してそのソフトウェアを使用することを唯一かつ排他的な目的として、内部ネットワーク上のコンピュータファイルサーバにそのソフトウェア（1コピー）をインストールすることができます。本条項内で明示的に許可しない限り、(i) 直接、または別のコンピュータとの間におけるコマンド、データ、命令を介して、もしくは(ii) 内部ネットワーク、インターネット、または Web ホストサービスの利用を目的として使用するなど、前述した以外の態様で本ソフトウェアをサーバー上またはネットワーク上で使用することを禁じます。

2.2.2 物理的なメディアから、または内部ネットワークを介して、Adobe Reader を配布する方法については、<http://www.adobe.com> の「How to Distribute Adobe Reader」の項を参照してください。

2.3 バックアップコピー。本ソフトウェアのバックアップコピーは、どのコンピュータでもインストールまたは使用しないことを条件に、1部のみ作成できます。第4条に記載された本ソフトウェアに関するすべての権利を譲渡しない場合は、バックアップコピーに関する権利を譲渡することはできません。

2.4 ポータブルコンピュータまたはホームコンピュータでの使用。2.2.1条と2.3条で許可されたコピー1部に加え、本ソフトウェアがコピーされたコンピュータのプライマリユーザは、ポータブルコンピュータまたはホームコンピュータでプライマリユーザだけが使用することを目的として、本ソフトウェアの第2のコピーを作成することができます。ただし、ポータブルコンピュータまたはホームコンピュータとプライマリコンピュータで本ソフトウェアを同時に使用することはできません。

2.5 変更の禁止。 <http://www.adobe.com> または <http://partners.adobe.com> の記載内容が具体的に許可する範囲で追加的なプラグインおよびヘルプファイルのインストール等)、本ソフトウェアのインストーラの機能をカスタマイズまたは拡張できます。それ以外は、本ソフトウェアを変更または改変したり、本ソフトウェアの新しいインストーラを作成したりすることは許可されません。本ソフトウェアは、PDFファイルの表示、配布および共有を目的として Adobe がライセンスを付与し、配布します。ただし、PDF ファイルを他のファイル形式に変換(例: PDF ファイルを JPEG、SVG または TIFF ファイルに変換)するとき本ソフトウェアを使用または本ソフトウェアに依存するような他のソフトウェア、プラグイン、機能拡張とともに本ソフトウェアを統合または使用することはできません。お客様は、Adobe Reader ソフトウェアを、(a) Adobe Integration Key License Agreement に準拠せずに開発された Adobe Reader プラグインソフトウェア、または (b) Adobe Acrobat Reader とプログラムのインタフェースするために IAC (Inter Application Communication) を使用したその他のソフトウェアや機能拡張と、(i) データ (例: XML または コメント ファイル) を含むファイルの作成、(ii) 修正の PDF ファイルへの保存、または (iii) こうしたソフトウェアのアプリケーションウィンドウでの PDF ファイルのレンダリングを目的として統合または使用することはできません。

2.6 第三者の Web サイトへのアクセス。本ソフトウェアを使用して、お客様は第三者の Web サイト (以下「第三者のサイト」といいます) にアクセスすることができます。お客様による第三者のサイト (こうしたサイトから利用できる商品、サービスまたは情報も含む) へのアクセスと使用は、第三者の各サイトに条項が存在する場合はこれに準拠します。第三者のサイトは Adobe が所有または運営するものではありません。お客様による第三者のサイトの使用は、お客様自身の責任で行ってください。Adobe は、第三者のサイトに関して、明示か黙示かを問わず、また法律、慣習法、習慣、慣行などいかなる根拠によっても、第三者の権利の非侵害性、権原、整合性、正確性、安全性、使用可能性、満足できる品質、商品性または特定目的への適合性を含むがこれらに限定されないその他のすべての事柄について、保証、制約、免責、表明または条件付けを一切行わないものとします。

## 2.7 認証文書。

2.7.1 認証文書と CD サービス。本ソフトウェアを使用して、お客様は認証文書を検証することができます。「認証文書」または「CD」とは、(a) 本ソフトウェアの CD 機能セット、(b) 証明書、および (c) 証明書の「公開」キーに対応する「秘密」暗号キーを使用してデジタル処理で署名された PDF ファイルです。CD を検証するには、証明書を発行した CD サービスプロバイダからの CD サービスが必要です。「CD サービスプロバイダ」は、独立した第三者的なサービスベンダーで、[http://www.adobe.co.jp/security/partners\\_cds.html](http://www.adobe.co.jp/security/partners_cds.html) にそのリストが記載されています。「CD サービス」とは、CD サービスプロバイダが提供するサービスで、(a) 本ソフトウェアの CD 機能セットとともに使用するためにこうした CD サービスプロバイダが発行した証明書、(b) 証明書の発行に関連するサービス、(c) 検証サービスをはじめとする証明書に関連するその他のサービスなどが含まれます。

2.7.2 CD サービスプロバイダ。本ソフトウェアは CD 検証機能を提供しますが、Adobe はこうした機能の使用に必要な CD サービスを提供しません。CD サービスの購入、使用可能性および責任に関しては、お客様と CD サービスプロバイダとの間で処理してください。CD、CD に適用するデジタル署名、および/または関連する CD サービスに依存する前に、まず該当する発行者ステートメントと本契約を検討してこれに同意する必要があります。「発行者ステートメント」とは、例えば加入者同意書、使用者同意書、証明書の方針、業務ステートメントおよび本契約の 2.7 条など、各 CD サービスプロバイダ (<[http://www.adobe.co.jp/security/partners\\_cds.html](http://www.adobe.co.jp/security/partners_cds.html)> のリンクを参照) が CD サービスを提供するにあたって用意した条項を意味します。CD サービスを使用して CD を検証することによって、お客様は、以下の内容を認め、これに同意するものとします。(i) CD にデジタル署名するために使用する証明書が検証時に取り消され、実際には無効であるデジタル署名が CD 上では有効であるように見える場合があること、(ii) CD の署名者、該当する CD サービスプロバイダ、またはその他の第三者による作為または不作為が、CD の安全性または整合性を危うくする可能性があること、(iii) 該当する発行者ステートメントを読み、理解し、これに拘束されること。

2.7.3 保証の放棄。CD サービスプロバイダは、該当する発行者ステートメントに従ってのみ CD サービスを提供します。本ソフトウェアを介した CD サービスへのアクセスは、いかなる種類の保証も免責 (CD サービスプロバイダの発行者ステートメントに記載されているものを除く) もなく、「現状のまま」で提供されるものとします。Adobe と各 CD サービスプロバイダ (CD サービスプロバイダの発行者ステートメントで明示的に記載されているものを除く) は、CD サービスに関して、明示か黙示かを問

わず、また法律、慣習法、習慣、慣行などいかなる根拠によっても、第三者の権利の非侵害性、権原、整合性、正確性、安全性、使用可能性、満足できる品質、商品性または特定目的への適合性を含むがこれらに限定されないその他のすべての事柄について、保証、制約、免責、表明または条件付けを一切行わないものとします。

2.7.4 免責。お客様は、以下の(a)、(b)、(c)、(d)、または(e)を含むがこれらに限定されない任意のCDサービスの使用または依存から発生、またはこれらに関連するすべての責任、損失、行為、損害、クレーム(すべての合理的な額の費用、支出、弁護士費用を含む)から Adobe と該当する CD サービスプロバイダ(発行者ステートメントで明示的に記載されているものを除く)を防禦するものとします。(a) 期限切れまたは取り消された証明書への依存、(b) 証明書の不適切な検証、(c) 該当する発行者ステートメント、本契約、または該当する法律によって許可された以外の証明書の使用、(d) CD サービスに依存するにあたって合理的な判断を下さなかったこと、(e) 該当する発行者ステートメントで要求された義務を果たさなかったこと。

2.7.5 責任の制限。どのような状況でも、Adobe または CD サービスプロバイダ(発行者ステートメントで明示的に記載されているものを除く)は、お客様またはその他の人物もしくは組織に対し、使用、売上もしくは利益の喪失、データの喪失もしくは損傷、その他の商業的もしくは経済的な損失、またはすべての直接的、間接的、偶発的、特別、法的、懲罰的、懲戒的もしくは付随的な損害に対し、こうした損害の可能性について知っていた場合でも、またはこうした損害が予測可能であった場合でも、一切責任を負いません。この制限は、本質的または重大な違反や本契約書の本質的または重大な条項に対する違反があった場合にも適用されます。

2.7.6 第三者受益者。お客様は、お客様が使用する CD サービスプロバイダが本契約の 2.7 条に関しては第三者受益者であり、こうした CD サービスプロバイダが Adobe と同様にそれ自身でこの条項を行使する権利を有することに同意するものとします。

3. 知的財産権と著作権保護。知的財産権。本ソフトウェア、およびお客様が作成したすべての正当なコピーについては、Adobe Systems Incorporated およびそのサプライヤが所有権および知的財産権を有しています。本ソフトウェアの構造、編成、およびコードは、Adobe Systems Incorporated およびそのサプライヤが保有する重要な営業秘密でありかつ秘密情報です。本ソフトウェアは、米国とその他の国の著作権法および国際条約の条項を含むけれどもこれらだけに限定されない法律によって保護されています。本契約に明示されている場合を除き、本契約によって本ソフトウェアに関して何らの知的財産権が付与されるものではなく、また明示的でない形で付与されたすべての権利は Adobe とそのサプライヤが留保します。

#### 4. 制限

4.1 表示。第 2 条の規定を除き、お客様は本ソフトウェアをコピーすることはできません。お客様が作成する本ソフトウェアのすべてのコピーには、本ソフトウェア上または本ソフトウェア内に付された著作権表示およびその他の財産権表示と同一の表示が付されていなければなりません。

4.2 修正の禁止。お客様は本ソフトウェアを修正、改変、翻訳することはできません。また、法律上逆コンパイルが明示的に許容されており、本ソフトウェアが他のソフトウェアと共に正常に動作するためには逆コンパイルが不可欠であり、かつ正常な動作を実現するために必要な情報を Adobe に要求したにもかかわらず、その情報が Adobe から提供されない場合を除き、お客様はリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルを行わず、またその他の方法で本ソフトウェアのソースコードの解読を試みることはできません。Adobe は、上記のような情報を提供する前に、合理的な条件を付し、かつ合理的な費用を要求する権利を有します。Adobe から提供されたこうした情報またはこうした許可された逆コンパイルによってお客様が入手した情報は、本契約の規定に従い、本契約に定められた目的にのみ使用しうるものとし、第三者に開示してはならず、また、本ソフトウェアと実質的に類似する形態のソフトウェアを作成するために使用することもできません。情報のリクエストは、Adobe カスタマサポート部門で受け付けています。

4.3 文書機能。本ソフトウェアには、使用できないことを示す「灰色表示」された機能または特徴が含まれる可能性があります(以下「文書機能」といいます)。文書機能は、Adobe から取得可能な対応する実現技術を使用して作成した PDF 文書を開いたときにのみ使用可能になります。お客様は、使用不可の文書機能にアクセスしたり、アクセスを試みたり、こうした文書機能の起動を制御する許可を回避したりしないことに同意するものとします。

4.4 譲渡。本契約に明示的に許容されている場合を除き、本ソフトウェアに関するお客様の権利をレンタル、リース、サブライセンス、割り当て、または譲渡することや、本ソフトウェアの全部または一部を他のユーザのコンピュータにコピーすることを許諾することはできません。ただし、以下の条件が満

たされている場合、本ソフトウェアを使用する権利のすべてを他の個人または法人に譲渡することができます。(a) (i) 本契約、(ii) 本ソフトウェア、および本ソフトウェアに同梱または内蔵されている他のソフトウェアまたはハードウェア(すべてのコピー、アップデート、および旧バージョンのすべてのコピーを含むものとします)をすべて当該個人または法人に譲渡すること。(b) 一切のコピー(バックアップおよびコンピュータに格納されたコピーを含むものとします)をお客様が保持しないこと。(c) 本契約の条件、およびユーザーが本ソフトウェアのライセンスを適法に購入する際に服した他のすべての条件を譲受人が受諾したこと。上記にかかわらず、本ソフトウェアの教育用コピー、プレリリースコピー、または非売品コピーを譲渡することはできません。

5. アップデート。本ソフトウェアが旧バージョンのアップデートである場合、こうしたアップデートを使用するには旧バージョンの有効なライセンスを保有していなければなりません。すべてのアップデートは、ライセンスの交換を条件としてお客様に提供されます。お客様は、アップデートを使用することにより、本ソフトウェアの旧バージョンを使用する権利を自発的に放棄することに同意するものとします。例外として、以下の条件が遵守される場合に限り、お客様のアップデートへの移行を補助するためだけに、お客様がアップデートを使用した後も、お客様は本ソフトウェアの旧バージョンの使用を続けることができます。(a) アップデートと旧バージョンが同じコンピュータにインストールされていること、(b) 旧バージョンまたはそのコピーが他の当事者や他のコンピュータに譲渡されていないこと(アップデートのすべてのコピーもこうした当事者やコンピュータに譲渡されている場合は除く)、(c) 本ソフトウェアの旧バージョンをサポートするための Adobe の義務が、アップデートが利用可能となった時点で終了する可能性があることをお客様が認めること。

6. 無保証。本ソフトウェアは「現状のまま」で提供され、Adobe はその使用または性能に関して何らの保証もいたしません。Adobe およびそのサプライヤは、第三者の権利を侵害していないこと、本ソフトウェアが商品性、完全性もしくは十分な品質を有することまたは特定の目的に適合することにつき、制定法、普通法、慣習法、慣行その他いかなる法的根拠に基づくことを問わず、また明示であると黙示であるとを問わず何らの保証または表明をなすものでなく、また条件を付すものではありません。ただし、ユーザーの所在地の法律上排除または制限しえない国の保証または表明については、この限りではありません。本条と第7条の規定は、いかなる理由においても本契約の満了後も効力を有しますが、本契約の満了後における本ソフトウェアの使用を継続する権利を示唆または付与するものではありません。

7. 責任の制限。Adobe またはそのサプライヤは、いかなる場合においても、損害、費用、派生損害、間接損害、付随的損害、特別損害、または利益の喪失につき、ユーザーに対して賠償する責を負わず、懲罰的損害賠償も行わないものとします。当該損害の発生の可能性につき Adobe が認識していた場合においても同様とします。上記の制限および排除は、ユーザーの所在地の法律上認められる限度で適用されるものとします。本契約に起因または関連して Adobe またはそのサプライヤが負う責任の総額は、契約責任に基づくものであると不法行為に基づくものであるとを問わず(いずれの場合も過失責任を含むものとします)本ソフトウェアについてユーザーが支払った金額を上限とします。ただし、Adobe の過失または不法行為(詐欺)により生じた死亡または傷害の損害につき、Adobe が負う責任は、本契約のいかなる規定によっても制限されません。Adobe がサプライヤに代わって行為するのは、本契約に定められた義務、保証、責任の排除または制限を目的とする場合に限られます。他の状況または目的でサプライヤのために行うことはありません。詳細については、本契約書の末尾に国別の記載がある場合は該当部分をご覧ください。Adobe のカスタマサポート部門までお問い合わせください。

8. 輸出規制。本ソフトウェアを他国に輸出もしくは譲渡すること、または合衆国輸出管理規則もしくは他の輸出関連法規(以下総称して「輸出法」といいます)で禁じられた方法により使用することはできません。さらに、本ソフトウェアが輸出法で輸出統制品目に指定されている場合、ユーザーには、イラン、イラク、シリア、スーダン、リビア、キューバ、北朝鮮、セルビアなど、合衆国政府が輸出を禁止している国の国民ではなく、かつ、それらの国に居住していないこと、また、ユーザーが本ソフトウェアを受領することを輸出法で禁止されていないことを表明および保証していただきます。本ソフトウェアを使用する一切の権利は、本契約の条件に違反するとただちに失われます。

9. 準拠法。本契約の準拠法は、プログラムのライセンスを購入した場所により以下のとおり決定されるものとします。(a) 合衆国、カナダ、またはメキシコで購入した場合はカリフォルニア州の実体法。(b) 表意文字(例:漢字)または構造上表意文字を基礎としもしくはこれに類似する文字(例:ハングル、かな)が公用語の筆記に使用されている日本、中国、韓国、または東南アジアの他の国で購入した場合は日本の実体法。(c) 上記以外の法域で購入した場合はアイルランドの実体法。カリフォルニア州法が

適用される場合はカリフォルニア州サンタクララ郡の各裁判所、日本法が適用される場合は日本の東京地方裁判所、アイルランド法が適用される場合はアイルランドの管轄裁判所が、本契約に関連する紛争につき非専属的な裁判管轄権を有します。いかなる法域の抵触法の原則も「国際物品売買契約に関する国連条約」も本契約には適用されず、これらの適用は明示的に排除されます。

10. 一般条項。 本契約の一部が無効であり強制力を有しないものとされた場合においても、その他の部分の有効性は影響を受けず、その条件に従って強制力を維持します。本契約は、顧客として取引する当事者の法的権利を損なうものではありません。本契約は、権限を有する Adobe の役員が署名した文書による場合のみ変更できます。本契約を解釈する際は、本契約の英語版を使用します。アップデートは、追加のまたは異なる条項とともに Adobe によってライセンスされる可能性があります。本契約は Adobe およびユーザの本ソフトウェアに関する完全な合意であり、本ソフトウェアに関する本契約締結以前の表明、交渉、了解、通信連絡、通知のすべてに優先します。

11. エンドユーザとしての合衆国政府に対する通知。 このソフトウェア製品およびマニュアルは、48C.F.R. §2.101 に定義された「商用品目 (Commercial Items)」であり、48C.F.R. §12.212 または 48C.F.R. §227.7202 にいう「商用コンピュータソフトウェア (Commercial Computer Software)」および「商用コンピュータソフトウェアマニュアル (Commercial Computer Software Documentation)」からなるものです。48C.F.R. §12,212 または 48C.F.R. §§227.7202-1 ないし 227.7202-4 に従い、商用コンピュータソフトウェアおよび商用コンピュータソフトウェアマニュアルは、合衆国政府がエンドユーザである場合、商用品目としてのみ使用許諾され、かつ、本契約の条件に基づき他のすべてのユーザに対して与えられたと同等の権利のみ合衆国政府に対して与えられます。未公開物に関する権利は、合衆国著作権法により留保されています。Adobe Systems Incorporated, 345 Park Avenue, San Jose, CA 95110-2704, USA. Adobe は、エンドユーザである合衆国政府のため、すべての機会均等法 (執行命令 11246 の規定、1974 年 Vietnam Era Veterans Readjustment Assistance Act (38USC4212) 402 条および 1973 年 Rehabilitation Act 503 条、ならびに 41 CFR Parts 60-1 ないし 60-60, 60-250 および 60-741 の規制を含みます。) を遵守することに同意します。積極的是正措置の条項および前述の法令に定められた規制は、本契約の一部を構成するものとします。

12. ライセンスの遵守。 企業であるユーザが Adobe または Adobe が授権した代理人から要求された場合、当該時点においてすべてのソフトウェアが Adobe から与えられた有効なライセンスに従って使用されていることを、30 日以内に文書により証明することに同意します。

13. 固有の例外。

13.1 ドイツまたはオーストリアのユーザに適用される限定的保証。 ドイツまたはオーストリアで本ソフトウェアを取得し、これらの国に通常居住している場合、第 6 条は適用されません。Adobe では、推奨されたハードウェア構成で使用された場合に、本ソフトウェアがマニュアルに記載された機能 (以下「同意した機能」といいます) を提供することを、本ソフトウェアを受領された後、限定的な保証期間にわたって保証します。本項では、「限定的な保証期間」とは、業務ユーザの場合は 1 年、業務ユーザでない場合は 2 年を指します。同意した機能との軽微な差異は、保証の権利とはみなされず、保証の権利を構成するものでもありません。本ソフトウェアのアップデート、プレリリース、試用版、製品サンプル、非再販 (NFR) コピーなど、無料で提供された本ソフトウェアには、本条の限定的保証は適用されません。また、ユーザが本ソフトウェアに加えた改変による不具合についても同様です。保証を請求する場合、限定的な保証期間内に、領収書の写しを添えて本ソフトウェアの購入店に返送してください。本ソフトウェアの機能が同意した機能と大きく異なる場合、Adobe は Adobe 自身の判断により、再履行によって本ソフトウェアを修理または交換する権利を有します。本ソフトウェアを修復または交換できない場合は、購入価格の減額 (減額) または購入契約の取消し (取消し) が認められます。詳細については、Adobe のカスタマサポート部門までお問い合わせください。

13.2 ドイツおよびオーストリアのユーザに適用される責任の制限。

13.2.1 ドイツまたはオーストリアで本ソフトウェアを取得し、これらの国に通常居住している場合、第 8 条は適用されません。13.2.2 条の規定に従い、損害に対する Adobe の法的な責任は、以下のように限定されます。(i) 重大な契約上の義務の軽微な過失による不履行を原因とする損害に関しては、購入契約を結んだ時点で一般的に予測可能であった損害額を上限として Adobe は責任を負うものとします。(ii) 重大でない契約上の義務の軽微な過失による不履行を原因とする損害に関しては、Adobe は責任を負いません。

13.2.2 前述の限定責任は、強制的な法的責任、特にドイツ製造物責任法に定められた責任、特定の保証

を引き受けたことに対する責任、過失により発生した人身傷害に対する責任には適用されません。

13.2.3 お客様は、損害を回避または軽減するためのすべての合理的な手段を講じること、特に、本契約の条項に従って本ソフトウェアとお客様のコンピュータデータのバックアップコピーを作成することを要求されます。

13.3 プレリリース製品補足条件。 本契約書が添付された発売以前の製品またはベータ版ソフトウェア（以下「プレリリース版ソフトウェア」といいます）を受け取った場合は、以下が適用します。本条内に記載される規定が本契約と矛盾する範囲において、本条はプレリリース版ソフトウェアに限り、その矛盾を解決することを目的としてのみ、いかなる条件にも優先します。ユーザは、本ソフトウェアは、プレリリース版であること、Adobe から提供される発売製品に相当するものではないこと、バグ、エラー、および、システムに影響する、または、データの損失につながる不具合を含む可能性があることを了承するものとします。プレリリース版ソフトウェアは、「現状のまま」でユーザに提供されるものであり、Adobe は何らの責任義務を負わず、また保証も致しません。プレリリース版ソフトウェアに関する責任を排除できないけれども責任範囲の制限が可能な場合は、Adobe およびそのサプライヤの責任は、合計金額にして 50 米国ドルを上限とします。ユーザは、プレリリース版ソフトウェアの将来における販売は、Adobe によって保証されていないことを了解するものとします。Adobe は、ユーザに対して、将来におけるプレリリース版ソフトウェアの商業販売の義務を、明示的および暗示的であれ表意することはなく、プレリリース版ソフトウェアと類似したまたは互換性のある製品を販売しないことが有り得ます。プレリリース版ソフトウェア、またはこれに関連する製品の調査または開発は、これを行うユーザ側の責任によってのみ行われるものとします。本契約の有効期間において、Adobe からの要請に基づき、ユーザは、プレリリース版を使用したテストおよびその使用に関するフィードバック、およびバグレポートを提供する義務があることを了解するものとします。プレリリース版ソフトウェアが、別の書面による使用許諾契約書、すなわち Adobe Systems Incorporated Serial Agreement for Unreleased Products（アドビシステムズインコーポレーティッド未発表製品向けシリアル契約）に添付されて提供された場合は、プレリリース版ソフトウェアの使用は、同時にこの使用許諾契約書に準拠します。プレリリース版ソフトウェアをサブライセンス、リース、貸与、借用、割り当てまたは譲渡することを禁止します。ユーザは、プレリリース版ソフトウェアの新しい未発表バージョン、または一般に発売された販売用バージョンを Adobe から受け取った場合、単一製品または複合製品の一部であるかに関わらず、これに先立って Adobe から受け取ったすべてのプレリリース版ソフトウェアを返品または廃棄すること、およびそれより新しいバージョンの使用許諾契約を遵守することを了承するものとします。本条の規定に関わらず、アメリカ合衆国外のユーザは、一般リリースされた（販売用）ソフトウェアの発売開始日より以前にプレリリース版ソフトウェアのテストを完了した場合は、完了日より 30 日以内にプレリリース版ソフトウェアを返品または廃棄することに同意するものとします。

本契約に関してご質問がある場合、または、当社からの情報提供を希望される場合は、この製品に添付されている連絡先をご確認のうえ、最寄りの当社営業所までお問い合わせください。

Adobe、および、は合衆国およびその他の国における Adobe Systems Incorporated の商標または登録商標です。